

兵庫県公報

平成25年2月28日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（住宅管理課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第5号）

次の普通県営住宅の改善工事を行い、家賃を改定する等所要の整備を行うこととした。

種 類	名 称	位 置
普通高層 耐火住宅	長田天神高層住宅	神戸市長田区長田天神町6丁目

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第5号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部普通高層耐火住宅の項中

「

48	長田天神高層住宅	神戸市長田区長田天神町6丁目	11階建	283	0.6393	43,000
				58	0.6467	43,000
				16	0.6477	63,400
				10	0.6585	63,900
				2	0.6623	63,400
				4	0.6733	63,900
				4	0.9544	76,800
				4	1.0247	79,700

」

を

「

				214	0.6393	43,000
				41	0.6467	43,000
				16	0.6477	63,400

48	長田天神高層住宅	神戸市長田区長田天神町6丁目	11階建	10	0.6585	63,900
				43	0.6622	79,300
				2	0.6623	63,400
				4	0.6733	63,900
				10	0.6787	79,400
				4	0.9544	76,800
				11	0.9987	101,300
				11	1.0003	101,500
				4	1.0247	79,700

に改める。

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成25年兵庫県規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定中

「

48	長田天神高層住宅	神戸市長田区長田天神町6丁目	11階建	260	0.6467	40,900
				81	0.6616	40,900
				16	0.6695	63,000
				10	0.6807	63,500
				2	0.6987	63,000
				4	0.7103	63,500
				4	0.9866	76,300
				4	1.0592	79,200

を

「

48	長田天神高層住宅	神戸市長田区長田天神町6丁目	11階建	191	0.6467	40,900
				64	0.6616	40,900
				16	0.6695	63,000
				10	0.6807	63,500
				43	0.6845	76,700
				2	0.6987	63,000
				4	0.7103	63,500
				10	0.7160	76,900
				4	0.9866	76,300
				11	1.0324	97,700
				11	1.0341	97,800
				4	1.0592	79,200

に改める。

附 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する